平成29年度第3回 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

日 時 平成29年11月10日(金)13時30分から 場 所 川崎市医師会館

- 1 あいさつ
- 2 議題等
- (1) 川崎市動物愛護センターの再編整備について【資料1】
- (2) 本市の動物愛護関係業務について(生活衛生課)
 - セミナーの御案内「シニア期を迎えた愛犬・愛猫との暮らし方」
 - 地域猫活動支援について
- (3) かわさき犬・猫愛護ボランティアの組織等について
 - 組織概要等【資料2】
 - かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱の改正について【資料3】
 - 今後のスケジュールについて【資料4】
 - 研修委員会について【資料5】
 - ボランティア名簿について【資料6、別紙】
 - ボランティア保険について【資料7】
- (4) 各区の活動状況について
- (5) その他

資料1

1 経渦

昭和48年 「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」制定

昭和49年 「飼い犬管理センター」 開設

昭和55年 「川崎市動物管理センター」へ改称

平成9年 「川崎市動物愛護センター」へ改称

平成12年 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」の制定

平成22年6月 「川崎市動物愛護センター建設に関する請願」の全会一致採択

平成25年3月 外部有識者による提言「動物愛護センター懇談会報告書」

平成26年3月 「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」の策定

平成26年10月 「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」の策定

平成27年2月 「川崎市動物愛護センター整備基本計画」の策定

平成29年10月~ 建設工事

2 新動物愛護センターの基本的なコンセプト等

(1) 新動物愛護センターの3つの役割

- ① いのちを学ぶ場 動物に係る情報発信の拠点
- ② いのちをつなぐ場 動物の適正飼養の拠点
- ③ いのちを守る場 動物由来感染症対策の拠点 災害時対応の拠点

(2) 事業実施のあり方

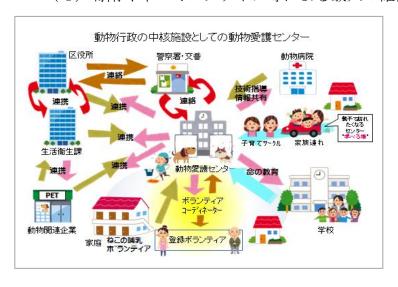
『多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点』

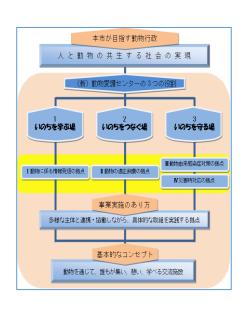
(3) 基本的なコンセプト

『動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設』

3 再編整備へ向けての課題

- (1) 多様な主体との連携の促進
- (2) 市民交流施設としてのあり方
- (3) 愛称募集の実施
- (4) 寄附やネーミングライツ等による歳入の確保

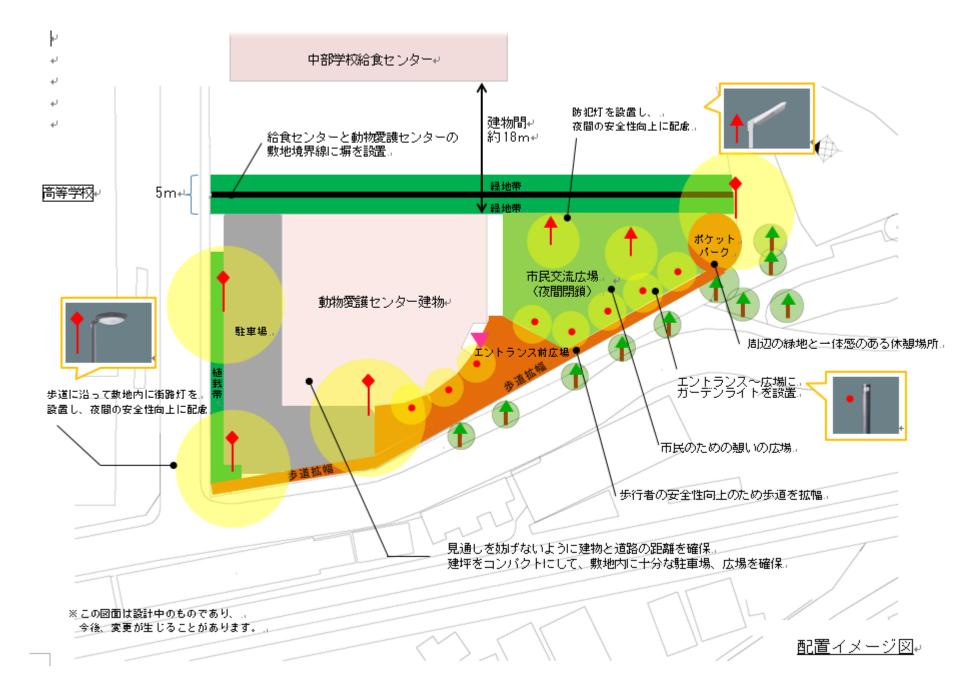




川崎市動物愛護センター 完成予想図



※この図面はイメージです。今後、変更が生じることがあります。



動物愛護センターの施設計画

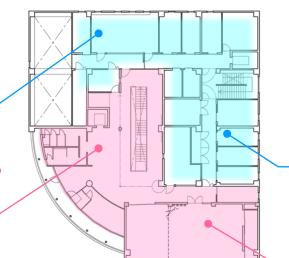
3階

譲渡猫室

譲渡対象の猫を飼養管理します。

市民の憩いと集いのエリア

猫との集いのエリア等を設け、 地域交流スペースとして活用 します。



子猫室

子猫を分けて収容します。

研修室

子ども達を対象にいのちの 教育プログラム等を行いま す。

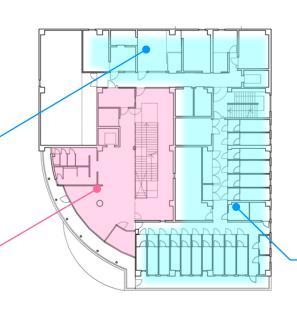
2階

動物診療エリア

負傷動物の治療や収容動物の 不妊去勢手術を行います。

学習コーナー

子ども達が動物等に関して 学習できるスペースです。



犬の収容室

犬を収容します。

1階

受入エリア

収容動物の受入等を行います。

適正飼養啓発室

犬のしつけ方教室や動物の 譲渡会の会場に利用します。

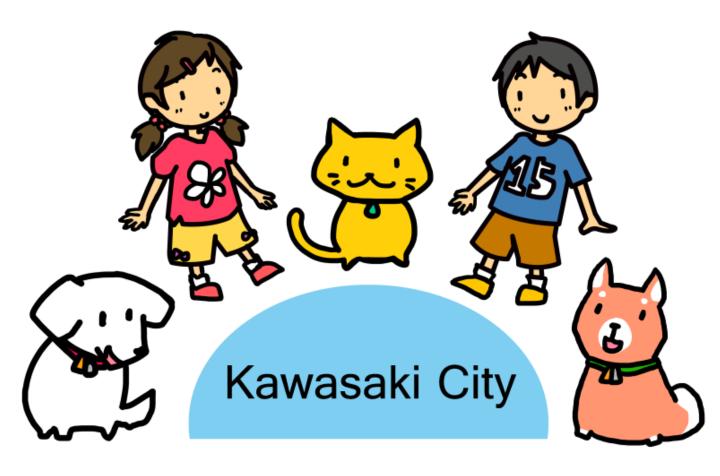


事務管理部門

来所相談、申請受付などの 事務処理を行います。

川崎市動物愛護センターが 生まれ変わります!

~再編整備計画について~



川崎市動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての3つの役割を果たし、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として整備を行い、人と動物の共生する社会の実現を目指して設置するものです。

Colors, Future!

川崎市

動物愛護センターってどんなところ?

どんな施設?

- ●動物愛護を基本理念とした「動物の愛護及び管理に関する法律」の実 践的な推進施設です。
- ●市の動物愛護施策の中核施設として、犬・猫等の譲渡、保護した動物 の健康管理、動物愛護の普及啓発等を行う施設です。

どんな人が来る施設?

動物の飼い主、飼養希望者、 ボランティア・動物愛護団体、 児童・生徒、

実習生・インターン・大学生、

動物取扱業関係者、一般市民 など



どこにできるの?

場所:川崎市中原区上平間1700番8

敷地:約2,500m



いつできるの?

平成30(2018)年度中の開所を目指し、以下のスケジュールで整備を実 施していく予定です。

平成27年 2月 「川崎市動物愛護センター整備基本計画」策定

平成27年度~平成28年度 基本 · 実施設計 平成29年度~平成30年度 建設工事

平成30年度末 開所

どんな動物を取り扱う施設?

対象動物 犬•猫 その他家庭動物



迷子の犬

負傷した犬・猫などの 家庭動物

ペットの引取り (やむを得ない理由が ある場合のみ)

動物愛護センター の屋内動物舎で、 動物種に応じた飼 養管理を行います。 飼い主の判明しな い保護動物は、公 示やHPへ掲載を 行い、飼い主を探 します。



新しい飼い主 (個人譲渡)

飼い主

(返還)

動物愛護団体 (団体譲渡)

動物愛護センターのコンセプト

3つの役割

本市が目指す動物行政「人と動物の共生する社会の実現」

いのちを学ぶ場



【 I 動物に係る情報発信の拠点】

動物を身近に感じることで、「いのち」を大切に する気持ちや豊かな情操を育む拠点として、動 物に係る情報発信を行います。



【Ⅱ動物の適正飼養の拠点】

保護動物の譲渡を推進するとともに、動物 との正しいかかわり方を学ぶ拠点として、動 物の適正飼養を推進します。



いのちを守る場



【Ⅲ動物由来感染症対策の拠点】 【Ⅳ災害時対応の拠点】

動物由来感染症のまん延を予防する拠点として、 また、災害時に必要な物資の備蓄など、災害時 対応の拠点として整備を行います。

事業実施のあり方: 多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点

基本的なコンセプト・動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設

どんな仕事をしている施設?

動物の愛護及び 適正飼養の 普及啓発事業

- 動物愛護の普及啓発 動物愛護教室 サマースクール
- 動物の適正飼養推進 犬猫等の適正飼養講習会
- ・動物に関する相談・問合せ対応





動物愛護セン ターのお仕事を 体験し、動物を 飼うことの責任 や、命の大切さ を学びます。

動物の 保護管理 事業

- 負傷動物の保護
- ・ 迷子の犬の保護・ 返還
- ・犬猫等の引取り
- 保護動物の飼養管理 - 登録と狂犬病予防注射
- ・犬猫等の譲渡

動物譲渡事業の強化



散歩中はリードを2本 装着し、逸走の防止措 置を図っています。↓

←愛情を 持って動 物のケア を行って います。



↓動物のシャンプー 等を定期的に行って います。



※保護・引取りを行った動物については、譲渡をより推進するため、動物愛護団体等との連携を行っています。



← 譲渡会 動物の飼養希望 者と、センター保 護動物のお見合 いをします。



个譲渡動物の不好手術





離乳前の子猫 の場合は、ミル クを与えて譲渡 が可能となるま で育てています。

子猫の哺乳ボランティア

新しい動物愛護センターの完成予想図



※ この図面はイメージです。今後、変更が生じることがあります。

■周辺環境への配慮

防音、防臭、集塵、逸走、衛生等の対策に効果のある建物構造、設備機器、建材等の採用により、周辺環境への配慮を徹底して整備してまいります。

建物構造

鳴き声を外部に伝えない、防音・遮音効果の高い建 物構造とします。

設備機器

動物の臭気対策、毛などの飛散防止及び埃などの効率的な除去を行うため、脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用します。

内装

吸音効果に優れた材料を採用し、鳴き声等による外 部への影響を軽減します。

床材は「汚れにくい」「毛が舞いにくい」など衛生 を保持しやすい材料を採用します。

外 構

動物の逸走を防ぐためのフェンスを設置します。

景観

外観は、周辺と調和した色彩とし、景観に配慮した 計画とします。

緑化

敷地内に植栽を確保し、周辺と調和するように緑化 を図ります。

建 具 (開口部)

防音・遮音・防犯性に優れた建具を採用します。

人と動物が共に生きるまち、かわさき。

川崎市では、動物愛護事業に皆様の寄付をお願いしています。

川崎市 動物愛護基金

検索

このリーフレットに関するお問い合わせ先

- ●川崎市健康福祉局保健所生活衛生課
 - 川崎市川崎区宮本町1番地 電話(044)200-2447 FAX(044)200-3927
- ●川崎市動物愛護センター

川崎市高津区蟹ヶ谷119番地 電話 (044) 766-2237 FAX (044) 798-2743



適正飼養キャンペーン 「シニア期を迎えた愛犬・愛猫との暮らし方」セミナー



を開催します。

川崎市では、11月1日(水)から約一か月間、「適正飼養キャンペーン」として、ペット の正しい飼い方について、市民の方々へお知らせしています。

1 セミナーの開催

「シニア期を迎えた愛犬・愛猫との暮らし方」 Oテーマ

〇日 時 平成29年12月10日(日) 13時30分から16時

○開催場所 高津区役所 5 階会議室

○講師 矢崎 潤 氏

> … JAHA認定家庭犬インストラクター しつけ教室など全国で活躍しており、しつけに関する著書も 多数出版

80名(事前申し込み制・無料) ○定 員

○申し込み期間 11月15日(水)~12月8日(金) 電話、FAX、メール、郵送にて受付

○オリジナルエコバッグ

…ペットの防災の普及を目的として、参加者へ オリジナルエコバッグをプレゼント



2 啓発活動

〇日 時 平成29年11月17日(金)

○場所 ・7区の駅周辺(13時30分~14時30分)

- …メッセージカード入りティッシュを配布します。
- ・7区の公園等(時間・場所は別紙参照)
 - …飼い主の方を中心にリーフレットなどを配布します。

3 市内全域への回覧

市内の町会及び自治会に依頼し、正しい犬の飼い方などのリーフレットの 回覧を行います。

お問い合わせ先

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課 吉岩 044-200-2443



駅や公園等での啓発活動実施予定

実施日:平成29年11月17日(金)(一部雨天順延あり)

【駅】実施時間:13時30分~14時30分(雨天決行)

※配布状況により、早めに終了する場合があります。

各区の駅周辺でメッセージカード入りティッシュを配布します。



| | 場所 |
|-----|----------------------|
| 川崎区 | 川崎駅東ロアトレ前広場 |
| 幸区 | 川崎駅西口8号デッキ |
| 中原区 | 武蔵小杉駅北口 |
| 高津区 | 溝口駅南北自由通路 |
| 宮前区 | 鷺沼駅前 |
| 多摩区 | 登戸駅南北自由通路・ペデストリアンデッキ |
| 麻生区 | 新百合ヶ丘駅南口ペデストリアンデッキ |



【公園】(雨天順延 予備日:11月28日(火))

実施時間は各区により異なります。

また、当日の状況により、場所や時間を変更する場合があります。

雨天等による予備日への順延については、11月17日(金)8時30分に決定します。

※実施状況問合せ先:健康福祉局保健所生活衛生課(O44-200-2443)

| | 時間 | 場所 |
|----------|-------------|-------------------------|
| 川崎区 | 14:30~17:00 | 富士見公園・大師公園・大島第一公園 など |
| 幸区 | 15:00~16:40 | 小向仲野町緑道・南河原公園・さいわい緑道 など |
| 中原区 | 9:30~10:30 | 等々力緑地 |
| 高津区 | 15:00~16:30 | 多摩川河川敷(二子橋~多摩川橋間)など |
| 宮前区 | 16:30~17:00 | 菅生緑地 |
| 多摩区 | 15:00~16:00 | 生田緑地 |
| 麻生区 | 15:00~16:00 | 王禅寺公園・万福寺さとやま公園 |
| 動物愛護センター | | センター周辺のクリーンアップ活動 |

ア期を迎えた の多言との 暮らし方



シニア期を迎えた、または、シニア期をこれから迎える犬や猫と暮らすうえで、 知っておきたい食事・運動・暮らし方などを、一緒に学びませんか。今回は、講師の 矢崎潤先生に直接相談できるコーナーも用意しております。ぜひ、ご参加ください。

● 講師 矢崎潤氏

JAHA認定家庭犬しつけインストラクター。 しつけ教室など全国で活躍しており、しつけに関する著書も多数出版。



平成29年12月10日(日)

13:30~16:00(13:00開場)

高津区役所5階第1会議室 高津区下作延2丁目8番地1



JR南武線 武蔵満ノロ駅南口徒歩4分 東急田園都市線 溝の口駅南口徒歩3分



80名(先着順・事前申込制 ※参加者にはオリジナルエコバッグをプレゼントします。) ※会場の都合により、定員に達しましたら受講をお断りさせていただきます。

申し込み期間 11/15(水)~12/8(金)

- ① 電話: 044-200-2449(生活衛生課宛てに電話にて申し込み)
- ② FAX: 044-200-3927(下記の内容を記載して送付)
- ③ メール: 40seiei@city.kawasaki.jp(下記の内容を入力して送付)
- ④ 郵送: 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市生活衛生課宛て

郵送の場合は切り取って送付ください ...&

お名前

お電話番号

ご住所

先生への質問

かわさき犬・猫愛護ボランティアの

活動について

- ●動物愛護に関わる普及啓 発活動
- ・動物愛護フェア参加
- ・区民祭り等における適正飼 養・動物愛護啓発
- ●動物の適正飼養支援活動
- ・犬のしつけ方教室
- ・適正飼養キャンペーンへの 参加
- ・各種セミナーの開催
- ●動物愛護センター業務の 支援活動
- ・哺乳猫ミルクボランティア
- 動物の譲渡支援
- (譲渡会お手伝いボランティア)

かわさき犬・猫愛護ボランティア ★ボランティア活動内容★

- ①犬·猫等の適正飼育及び動物愛護思 想の普及啓発
- ②犬・猫等の譲渡し制度への協力
- ③センターの業務支援・運営協力
- ④災害時における、川崎市が行う犬、猫 等の動物の避難、保護等に係る協力
- ⑤その他川崎市における人と動物が共 生する社会の実現に寄与する活動

動物愛護センター かわさき犬・猫愛護ボランティアの育成 庶務等

各区保健所支所 各地域における活動の支援・助言

生活衛生課動物愛護施策に関すること

- ●地域課題支援活動
- •地域猫活動支援
- ・所有者のいない猫の保護や 不妊去勢手術の実施
- ・動物に関わる相談
- ・地域住民との相互理解のための助言

●その他

勉強会等

・ペットと高齢者に係る問題等 について

災害等緊急時の動物に関わる支援

・被災動物の世話など

活動内容 概要

かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力する

地域での自主的な活動

動物愛護センター業務の 支援活動 広報ボラ (研修委員会) 哺乳ボラ 譲渡会ボラ

年度毎に講習会を受講して 登録する (平成30年度の講習会の案内は 別途行います)

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱 | かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱 |
| (目的及び設置) | (目的及び設置) |
| 第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 | 第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 |
| 12年川崎市条例第21号)第18条に規定するかわさき犬・猫愛 | 12年川崎市条例第21号)第18条に規定するかわさき犬・猫愛 |
| 護ボランティア(以下「愛護ボランティア」という。)の設置のため | 護ボランティア (以下「愛護ボランティア」という。) の設置のため |
| 必要な事項を定めるものとする。 | 必要な事項を定めるものとする。 |
| (定数) | (定数) |
| 第2条 愛護ボランティアの定数は、140名程度(各区20名程度) | 第2条 愛護ボランティアの定数は、70名程度(各区10名程度) |
| とする。 | とする。 |
| (登録) | (登録) |
| 第3条 愛護ボランティアは、次の要件を満たす者とする。ただし、 | 第3条 愛護ボランティアは、次の要件を満たす者とする。ただし、 |
| 第3号について受講する必要がないと認めた場合は、講習会の一部 | 第3号について受講する必要がないと認めた場合は、講習会の一部 |
| を免除することができる。 | を免除することができる。 |
| (1) 川崎市内在住の18歳以上の者 | (1) 川崎市内在住の18歳以上の者 |
| (2) 川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力 | (2) 川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力 |
| できる者 | できる者 |
| (3) 川崎市が主催する愛護ボランティア講習会を修了した者 | (3) 川崎市が主催する愛護ボランティア講習会を修了した者 |
| 2 愛護ボランティアの登録については、健康福祉局保健所動物愛護 | 2 愛護ボランティアの登録については、健康福祉局保健所動物愛護 |
| センター(以下、「センター」という。)が行うものとする。 | センター(以下、「センター」という。)が行うものとする。 |
| (登録期間) | (登録期間) |
| 第4条 登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。 | 第4条 登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。 |
| 2 健康福祉局長は、前条の規定に該当しなくなったとき又は必要が | |
| あると認めたときは、登録を抹消することができる。 | あると認めたときは、登録を抹消することができる。 |
| (講習会及び研修会) | (講習会及び研修会) |
| | 第5条 第3条第1項第3号に規定する愛護ボランティア講習会の内 |
| 容については、次のとおりとする。 | 容については、次のとおりとする。 |
| (1) 犬、猫等の生態と行動学について | (1) 犬、猫等の生態と行動学について |
| (2) 犬、猫等の適正飼養について | (2) 犬、猫等の適正飼養について |

改正後

- (3) 犬、猫等に関する法律について
- (4) 愛護ボランティアの目的、活動内容及び組織等について
- 2 その他愛護ボランティアの知識の向上等必要と認める場合は、随 2 その他愛護ボランティアの知識の向上等必要と認める場合は、随 時、研修会を開催するものとする。

(活動内容)

- |第6条 愛護ボランティアは、次に掲げる活動を自主的に行う。
- (1) 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- (2) 犬、猫等の譲渡し制度への協力
- (3) センターの業務支援・運営協力
- (4)災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等↓(4)災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等 に係る協力
- る活動

(育成等)

る活動の支援、助言等を行うものとする。

(庶務)

行うものとする。

(その他)

|第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な||第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な| 事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。 附 則 (平成11年川健生第1071号) 抄 (施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年川健生第1235号) 抄

改正前 (3) 犬、猫等に関する法律について

- (4) 愛護ボランティアの目的、活動内容及び組織等について
- 時、研修会を開催するものとする。

(活動内容)

- 第6条 愛護ボランティアは、次に掲げる活動を自主的に行う。
- (1) 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- (2) 犬、猫等の譲渡し制度への協力
- (3) センターの業務支援・運営協力
- に係る協力
- (5) その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与す (5) その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与す る活動

(育成等)

|第7条 制度の円滑な推進を図るため、センターは、愛護ボランティ||第7条 制度の円滑な推進を図るため、センターは、愛護ボランティ |アの育成等を行い、各区役所保健福祉センター衛生課は、地域におけ|アの育成等を行い、各区役所保健福祉センター衛生課は、地域におけ る活動の支援、助言等を行うものとする。

(庶務)

|第8条 愛護ボランティアの庶務に関することについては、センターが||第8条 愛護ボランティアの庶務に関することについては、センターが| 行うものとする。

(その他)

事項は、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。 附則(平成11年川健生第1071号) 抄 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成12年川健生第1235号) 抄

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------|--------------------------|
| (施行期日) | (施行期日) |
| 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 | 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | 附 則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 |
| 附 則 (平成16年川健生第121号) | 附 則 (平成16年川健生第121号) |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 則 (平成19年川健生第328号) | 附 則 (平成19年川健生第328号) |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 |
| 附則(平成20年川健生第1818号) | 附 則 (平成20年川健生第1818号) |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 |
| 附 則 (平成25年川健生第56号) | 附則 (平成25年川健生第56号) |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 |
| 附則(平成25年川健生第570号) | 附 則 (平成25年川健生第570号) |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成25年9月1日から施行する。 | この要綱は、平成25年9月1日から施行する。 |
| 附則 | 附 則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 | この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 |
| 附則 | 附則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| この要綱は、平成29年8月23日から施行する。 | この要綱は、平成29年8月23日から施行する。 |
| 附則 | |
| (施行期日) | |
| この要綱は、平成29年11月1日から施行する。 | |

資料4

| | ボランティア会議 | 研修委員会・研修会 | 第10期ボランティア登録 | 動物愛護フェア2017 |
|-----|-------------------|---------------------|---------------------------------|------------------|
| 4月 | | | | |
| 5月 | 5/16 第1回ボランティア会議 | | | |
| 6月 | | | | |
| 7月 | | 7/11 研修委員会 | | |
| 8月 | 8/18 第2回ボランティア会議 | 8/24 研修委員会 | | |
| 9月 | | | 第10期ボランティア再登録 第10期ボランティア新規募集 | 9/24 動物愛護フェア2017 |
| 10月 | | 10/19 研修委員会 | 登録前研修 | |
| 11月 | 11/10 第3回ボランティア会議 | 11/10 研修委員会 | 第10期ボランティア始動 | |
| 12月 | | 12/2 研修会(中原区役所) | | |
| 1月 | | 研修委員会は月1回程度開催予 | | |
| 2月 | | 定 平成29年度内に研修会開催予 | | |
| 3月 | (仮)第4回ボランティア会議 | 定 | | |

※11月以降のスケジュールにつきましては、変更になる可能性があります。

研修会の実施について(平成28年度)

資料5

平成27年9月よりスタートしました「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」では、いのちを「まなぶ」「つなぐ」「まもる」をキーワードに、人と動物が共生する地域社会の実現に向けた取り組みを進めております。

そのなかで、いのちの大切さを伝える取り組み『いのちを「まなぶ」』については、子供たちへの啓発とともに、研修会などのイベントの実施により市民の方々への啓発を行うこととしています。

今回、当「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を用い、ボランティアの皆様からの要望もあった研修等を継続的に実施したいと考えました。

1 研修の目的

職員・ボランティアのスキル・知識の向上 市民への事業紹介 市民への普及啓発

2 研修の対象

職員、かわさき犬・猫愛護ボランティア、一般市民

3 研修内容等

(1) 研修会内容

「動物福祉」「多様性」をキーワードとして、川崎市における動物福祉への取り組みの変遷や Humane education などについて、3回の連続研修会を行う。

(2) 開催日時及び回数

12月、1月、2月の計3回

(3) 実施主体

かわさき犬・猫愛護ボランティアと川崎市での協働を目指し、委員会形式での実施とする。

ボランティア研修委員会について

■研修委員会 メンバー

委員長:森茂樹 (川崎区)

委員:廣田知子・渡辺昭代(川崎区)、菊池章子・中島まり子(宮前区)、岩楯典子(多摩区)

古市直子 (麻生区)

■委員会の開催:おおむねひと月に1回(動物愛護センター等を会場とする)

■昨年度の研修会内容

第1回かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会

(1) 日時 平成28年12月12日 13時30分~15時30分

(2)場所 高津市民館12階視聴覚室

(3) 題名 「センターのこれまでと現状/動物福祉と殺処分」

(4) 参加者数 34名(かわさき犬・猫愛護ボランティア、行政職員のみに広報)

「センターのこれまでと現状」について、動物愛護センター鈴木係長を講師とし、講演を行いました。

また、「動物福祉と殺処分」と題し、かわさき犬・猫愛護ボランティア 森さん、廣田さん、岩楯さん、動物愛護センター鈴木係長をパネラーとして、パネルディスカッションを行い、動物福祉と殺処分について、情報交換など行いました。

第2回かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会

(1) 日時 平成29年1月12日(日) 13時30分~16時15分

(2)場所 中原区役所5階501会議室

(3)題名 「アメリカから学ぶ~日本の動物福祉の未来~」

(4)講師 西山 ゆう子先生

(5)参加者数 81名(一般向け研修)

「アメリカから学ぶ〜日本の動物福祉の未来〜」と題し、研修で用いる言葉の定義を明確にしてから米国の動物虐待取り締まりの実情や動物虐待の種類、殺処分0と愛護団体の現状、不妊去勢手術の重要性や早期不妊手術などを解説していただきました。

第3回かわさき犬・猫愛護ボランティア研修会

(1) 日時 平成29年2月25日(土) 13時30分~16時15分

(2)場所 高津区役所5階第1会議室

(3) 題名 「人はなぜ動物を求めるのか?~いのちの教育に活かすこと~」

(4)講師 的場 美芳子先生

(5)参加者数 31名(一般向け研修)

Humane Education について、学校現場に動物を連れて行き、ただ動物にさわらせることが動物介在教育ではないということを解説していただきました。動物介在教育の背景を通して、動物を介することによる子供たちの共感性の発達、つまり「全ての生命に気付く感覚」から「相手を思いやる気持ちを育む」ことを目的とした動物介在教育の実例などを講演いただきました。

かわさき犬・猫愛護ボランティア セミナー

保護犬・保護猫・野良猫の 現状を知る

保護犬・保護猫・野良猫の現状を知り、付き合い方を知ることで「自分が飼っているペット以外の犬・猫と、 どのように接したらいいのか」を学ぶセミナーです。



のらねこのこと、知ってる?

・・かわさき犬・猫愛護ボランティア有志



🥦 TNR はじめの一歩

・・古市 直子



センターの保護犬との付き合い方

~待って!!それ犬嫌がっていませんか?~

·廣田 知子

主 催: かわさき犬・猫愛護ボランティア研修委員会

日 時: 平成29年12月2日(土) 13:00~15:00 (受付開始12:30)

会 場: 川崎市中原区役所 501会議室 川崎市中原区小杉町3-245

JR南武線武蔵小杉駅北改札(南武線口)から徒歩5分

参加費: 無料 どなたでもご参加いだけます。

員: 先着80名 事前受付 (先着順)

申込み: 川崎市健康福祉局保健所動物愛護センターへ

電話またはFAX*で御連絡ください

電話 044-766-2237

(平日 $8:30\sim12:00$ 、 $13:00\sim17:15$)

FAX 044-798-2743



*FAXでの御申込みの場合、氏名、連絡先、住所地(川崎市各区または川崎市外)を御記載ください。

ボランティア名簿 登録用紙について

1 ボランティア名簿の目的

かわさき犬・猫愛護ボランティアへの行政等からの連絡を行うことを目的とし、川崎市動物愛護 センターで取りまとめます。なお、ボランティア名簿はかわさき犬・猫愛護ボランティアの活動以 外には使用いたしません。(従来作成しておりました「連絡用名簿」は、今期より廃止いたします。)

2 ボランティア名簿の内容について

皆様へ配布をさせていただくボランティア名簿につきましては、個人情報保護の観点より、以下 の項目とさせていただきます。

- (1) 氏名 (2) お住いの区 (3) 現在の活動内容、興味がある活動内容、詳細等
- 3 ボランティア名簿の配布方法について

動物愛護センターで取りまとめ、次回のかわさき犬・猫愛護ボランティア会議にて配布いたします。情報に更新があった場合、必要な手続き終了後、直近に開催される同会議にて配布予定です。

4 ボランティア間の連絡手段について

原則、ボランティア同士の情報交換といたします。

個人的な連絡先交換を行っていないが、どうしても連絡を取りたいボランティアがいる場合、 各区役所保健福祉センター衛生課の担当へお問い合わせください。使用目的等を確認させていただいたうえで、以下の項目の共有可能な情報である場合に限り、ご案内をさせていただきます。

- (1) ご住所 (2) 電話番号 (3) 携帯電話番号 (4) メールアドレス
- 5 ボランティア名簿用登録用紙の御提出について

別紙に必要事項をご記入の上、<u>11月30日(木)</u>までに川崎市動物愛護センター担当:高橋 麻弓子までご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

- 郵送先 ⇒ 〒213-0025 川崎市高津区蟹ヶ谷119 川崎市動物愛護センター 高橋 麻弓子宛
- FAX $\Rightarrow 044 798 2743$ $\Rightarrow 40$ dobutu@city.kawasaki.jp

ご不明点等ございましたら、川崎市動物愛護センター044-766-2237(担当:高橋 麻弓子)までご連絡ください。

ボランティア名簿登録用紙

各項目につきまして、記入欄への御記入をお願いいたします。

また、各項目につきまして、行政からの御案内のみではなく、ボランティア間での情報共有が可能な場合は「可」、難しい場合は「不可」へ〇をつけてください。(ボランティア間での情報共有につきましては、資料6の「4 ボランティア間の連絡手段について」をご確認ください。)

| ボランティア間の情報共有 | 項目 | 記入欄 |
|--------------|---|---|
| 可・不可 ふりがな | | |
| (共有不可の場合、ボラン | お名前* | |
| ティアへ配布する名簿への | お住いの区* | 川崎区 ・ 幸区 ・ 中原区 ・ 高津区 |
| 掲載はいたしません。) | (該当に○をしてください) | 宮前区・多摩区・麻生区 |
| 可 • 不可 | ご住所 | (〒 −) |
| 可 · 不可 | 電話番号 | |
| 可 · 不可 | 携帯電話番号 | |
| 可 · 不可 | メールアドレス | |
| 可 • 不可 | 動物愛護センターの支援活動 ()内には、現在活動をしているものに○、興味があるものに△をご記入ください。(複数回答可) | () 子猫の哺乳ボランティア() 譲渡会ボランティア() 犬・猫の譲渡() その他 |
| 可 • 不可 | 地域活動等 ()内には、現在活動をしているものに○、興味があるものに△をご記入ください。(複数回答可) | () TNR 活動・地域猫活動等() お悩み相談窓口() ドッグトレーニング・しつけ方教室() 動物介在活動() その他 |
| 可 • 不可 | 具体的な活動内容、コメント | |

川崎市動物愛護センター 担当:高橋 麻弓子

電話:044-766-2237 FAX:044-798-2743

平成29年度

ボランティア活動保険

(http://www.fukushihoken.co.jp)

ふくしの保険



ボランティア活動中の さまざまな事故によるケガや 損害賠償責任を補償します

さらに**後遺障害もフルカバー**(*)

なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの ↑ すべてがお支払いの対象になります。



禁一人国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人(加入対象者) (ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録 されているボランティア、ボランティアグループ、団体

- (※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の 推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。
- (※)営利企業(株式会社・有限会社等)が実施主体であるボランティア活動は補償の対象外としていますが、企業内の有志の方々の自発的な ボランティア活動は、補償の対象となります。

企業内有志のボランティアグループとして加入する場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。

被保険者

(保険の補償を受けられる方・ご加入者)

(ケ ガ の 補 償):ボランティア個人

(賠償責任の補償):ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、NPO法人^(※2)

- (※1)ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、 被保険者としています。
- (※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合が あるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに 該当する活動とします。

①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。

(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。
- ※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。
- ※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への 往復途上となります。)

対象とならないボランティア活動

- ○自発的な意思による活動とは考え難いもの
 - (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
 - 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
 - 免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動

など

- ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や 団体構成員の親睦のための活動
 - (例) ●自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動

など

- ◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)
 - (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合
 - ⇒ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
- ◎自宅で行う活動

ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。

- ◎保険上対象外となっているボランティア活動
 - (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
 - 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
 - ●野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的で スポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくはお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人に ケガをさせたり、他人の物^(※1)をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

- ◆ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症^(※2)も補償します。
- ◆熱中症(日射病や熱射病)も基本タイプで補償の対象となります。
- ◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)によるケガも補償します。(賠償責任の 補償は基本タイプと同じです。)
- ◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
- (※1)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。
- (※2)特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、 結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9型)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O−157など)、 腸チフス、パラチフス、MERS (平成28年10月現在)

なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用(300万円限度)をお支払いします。

補償期間(保険期間)

平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成30年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガを して通院した。

(2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年 寄りにケガをさせた。



ボランティア活動に向かう途中、交通 事故にあって亡くなられた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、 誤って花びんを落としてこわした。



活動中、食べた弁当でボランティア 自身が食中毒になって入院した。



自転車でボランティア活動に向かう途中、 誤って他人にケガをさせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等に より正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波(ただし、天災タイプご加入の 場合は補償の対象となります。)
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ⑦頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で 医学的他覚所見(**)のないもの
- ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど危険な 運動を行っている間の事故
- ⑨職業または職務に従事している間の事故

など

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床 検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- ①故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤ 航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に 起因する事故
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、 救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または 授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故 なと

- ※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、 対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。 (自動車保険でのお支払いとなります。)
- ※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されて いるものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォーク リフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

- ①所定の「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名(フルネーム)またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの 社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。 (名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。)

 - ※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。
 ※必ず「加入申込書」に添付されている「重要事項等説明書」を受領・確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申し込み ください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。
- ②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。
- ③「加入申込書」の3枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

補償金額(保険金額)

| プラン 保険金の種類 | | | Aプラン | Bプラン |
|--------------|----------------------|--------|------------------|------------------|
| | 死亡保険金 | | 1,320万円 | 1,800万円 |
| | 後遺障害保険金 | | 1,320万円 (限度額) | 1,800万円 (限度額) |
| ケ | 入院保険金日額 | | 6,500円 | 10,000円 |
| ガ | 手術保険金 | 入院中の手術 | 65,000円 | 100,000円 |
| の補償 | | 外来の手術 | 32,500円 | 50,000円 |
| 償 | 通院保険金日額 | | 4,000円 | 6,000円 |
| | 特定感染症の補償 | | 上記後遺障害、 各保険金 | 入院、通院の 額に同じ |
| | 葬祭費用保険金 (特定感染症) | | 300万円 (限度額) | |
| 賠償 責任の僧 | 賠償責任保険金 (対人・対物共通) | | 5億 (限度 | 流円 度額) |
| 責 任 の償 | (対人・対物共通) | | | |

保険料(1名あたり) 団体割引 20%適用

| プラン タイプ | Αプラン | Bプラン |
|---------------------------------------|------|------|
| 基本タイプ | 350円 | 510円 |
| 天災タイプ ^(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波) | 500円 | 710円 |

- (※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する 被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、 賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になり ません。
- ◆補償期間の中途で加入される場合も上記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。 ◆中途でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの

- ▼空間にあった。 では、これののでは、これののできません。
 ●ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。
 ●複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。
 加入申込人は2回以上加入される被保険者がいないことを確認の うえ、お申し込みください。

お支払いする保険金の内容

| 伊 | 保険金の種類 | 補償内容 |
|---------------------|--------------|---|
| | 死亡 保険金 | ポランティア活動中の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日 以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている 場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡保険金額の全額 |
| | 後遺障害 保険金 | [後遺障害等級第1~7級限定担保特約条項] 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%~100%(※)をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額三死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(2%~100%) (※)支払割合の詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。 |
| | 入院 保険金 | 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 [入院保険金の額二入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)] |
| ケガの補償 | 手術 保険金 | 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)②先進医療に該当する手術(※2) 【入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 |
| | 通院 保険金 | 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額ー通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注 1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注 2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 |
| | 特定感染症の補償について | 「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 |
| 賠補 償 責 任の償 | 賠償責任 保険金 | 日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、 人格権を侵害してしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用 等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の 保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 |

| | 用語のご説明 | | |
|--------|---|--|--|
| 用語 | 内容 | | |
| 【先進医療】 | 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html) | | |
| 【治療】 | 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 | | |
| 【通院】 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 | | |
| 【入院】 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 | | |
| 【免責金額】 | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。 | | |

ボランティア活動をされるにあたり…

事故防止・軽減のための 10大ポイント

1. 体調が悪い時は決して無理をしないこと。

- ➤健康と体調は全ての基本です。体調が悪いときは活動を見合わせることも重要です。
- ➤「無理をする | = 「自らケガをしに行く | 「他人に迷惑をかける可能性がある | と認識してください。

2. 情報収集(事前の安全確認と日常点検)をしましょう。

- ➤活動場所や活動内容、往復途上の交通状況などの情報収集は、参加される活動のリスクを事前に予知するための基本です。収集した情報は全て事故の未然防止や軽減につながるといっても過言ではありません。➤道具を使用する場合は、取扱説明書を確認すること、そして日常の点検(使用前点検)を行ってください。

3. 活動に適した服装を!

- ➤活動される内容、気候、季節などを照らし合わせ、適した服装で活動されることが事故防止の近道です。●帽子→熱中症予防●履きなれた運動靴→動きやすく、転倒防止●軍手→切傷など軽微な事故防止(活動内容によって長そでの服、長ズボンも有効です。)

4. 自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。

- ▶集合時間に遅れそうなときは、連絡の上、焦らずに活動に向かいましょう。焦ると周りが見えなくなります。
- ➤活動を終えてもホッとして気を抜かないこと。帰り道の事故も多く発生しています。

5. 活動前には準備体操、柔軟体操を!

- ▶ボランティア活動はスポーツと同じです。急激に動くと思わぬケガをすることがあります。
- ▶体を十分にほぐし、あたためてから活動を開始しましょう。

6. 責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。

- ▶自分自身であらかじめ気づいていなかったリスクを確認する機会です。
- ▶また、当たり前の話であればあるほどしっかり耳を傾け、心に刻みましょう。当たり前のことを守らなかったから事故が起きたということも非常に多く発生しています。

7. 疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。随時水分補給をしましょう。

- ➤疲れたときは、注意力が散漫になり、慎重な活動ができなくなる可能性が高くなります。
- ▶「疲れた」と実感する前に、「ちょっと疲れた」と感じた時に、周囲の人に遠慮することなく休憩をとりましょう。
- ▶水分補給は熱中症予防、脱水症状防止、体力回復のための基本であり、非常に重要です。

8. 過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。

- ➤「以前はこのくらいできたから今でも大丈夫」は危険です。今の自分にできることを予め分析し、他の ボランティアの方と協力して活動しましょう。
- ▶ここまでやって大丈夫といった自己判断、過信は禁物です。周囲の方の判断を仰ぐことも重要です。

9. 特に足元注意。(転倒の防止)

- ▶足元への注意は事故防止の基本です。実際に発生している事故全体の2/3は転倒事故です。つまり、足元に 注意を払っていれば、事故の2/3は防げた可能性があるということです。
 ▶廊下においてあった花瓶を蹴とばして壊してしまったなどの賠償事故の防止にもつながります。

10. 周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

- ➤ボランティア活動は一人で行うものではありません。その他の活動参加者や、利用者と協力して行うもので あることを認識してください。(重いものは複数人数で運ぶ、脚立に乗るなど足元が不安定な場合は支えて もらう、危険な場所の情報を共有する など) ▶活動中、お互いに声を掛け合うことで、突発的なリスク回避にもつながります。

事故は防ごうとしても起きてしまうことがあります。 しかし、心がけひとつで事故を未然に防いだり、程度を軽減することができます。 事故防止を心がけ、楽しく、元気にボランティア活動をしましょう。

事故が起こったら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
- ④ケガの程度、病院名(傷害事故)⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故)
- ※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- ※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン 日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない ことがあります。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。

全てに∑が入ることを目指しましょう。 【活動に行く前のチェック】 □活動内容、活動場所の詳細を確認した。 □自宅から活動場所までの所要時間を確認した。 □自分でできること、できないことの分析はしてある。 □体調は万全(普段通り)だ。 【持ち物・服装のチェック】 (用意しましょう。) □帽子 □タオル □ハンカチ □ティッシュペーパー □雨具 □運動靴 □軍手 □水筒(飲み物) □着替え □筆記用具 □救急セット □身分証明書 □携帯電話 (必要に応じて用意しましょう。) □ヘルメット □鉄製のインソール □懐中電灯 □携帯ラジオ 【活動開始前・活動中の注意】 □責任者からの注意事項の説明を受けたか? □緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。

●このパンフレットは、ボランティア活動保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜にお問い合わせください。

【活動後】

●この保険契約は、次の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。 引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】(幹事会社)損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85% (非幹事会社)東京海上日動火災保険株式会社 15%

●ご加入時には、加入申込書に添付されている「重要事項等説明書」を必ずご覧ください。

□活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。

お問い合わせは

□準備運動をした。

□後片付けをした。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

□段差や障害物になり得るものの場所を確認した。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 /受付時間:平日の9:30~17:30

(土日・祝日、12/29~1/3を除きます。)/

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※ 務 部 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3−3−2 新霞が関ビル

□休憩時間を確認した。(適宜取得可能が望ましい。)

〒100-8980 東京都十代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154
<受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)>
(非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社

【多摩区·活動状況】

☆ボランティア主体

「中野島音楽祭」

「多摩区・区民祭」

(動物愛護に関する啓発活動~パネル展示、風船、リーフレット、缶バッジ配布、着ぐるみ等)

☆多摩区衛生課と協働

「動物愛護フェア・多摩区プチフェア」

(のら猫問題パネル展示、風船、折紙、リーフレット配布、読み聞かせ等)

「適正飼養キャンペーン」

(適正飼養を訴え街頭にてティッシュ配布、着ぐるみ運行)

「多摩区防災訓練」

(ペットの同行避難訓練協力)

「セミナー」

(2017年はペットの防災と同行避難について)

☆全ボランティア

「川崎市動物愛護フェア」

(参加・協力)

「愛護センター譲渡会」

(会場手伝い協力)

かわさき犬・猫愛護ボランティア海外講師招聘セミナー実績ぐいしいをできる

セミナー活動は 2002 年から各界のオピニオンリーダーを講師として招いて実施してきました。2010 年からは、海外より講師を招聘し、動物福祉、法律、人と動物の関係学等の最新情報を、特に私どもが注視している「動物福祉に適った犬との関係の構築」に役立つセミナーを開催しております。

セミナー実績

2010年 アンジェラ・ストックディエル

英国の犬から犬への攻撃性問題行動のスペシャリストによる 『犬のコミュニケーションとボディ・ランゲージ』

2012年 マリー・セラーク

ハワイで活躍するアニマル・ビヘイビアスペシャリスト・トレーナー 『サービスドッグ、セラピードッグのトレーニング』 『攻撃性、過敏反応などのトレーニングの落とし穴』

2013年 サリー・ホプキンス

英国の PTDT のメンバー。ストレス軽減方法のトレーニングに精通 犬のストレスマネジメントの重要性を発信 フリースラインド・ハーネス、パーフェクトフィット・ハーネスの考案者 『犬のストレスを考える』

2014年 エミリー・ラーレム

世界的に著名な米国のドッグトレーナー、人道的なドッグトレーニング の発信者

『プログレッシブ強化トレーニングとは?』 『トレーニング全般に渡って多様性を持たせる』

2015年 ジョウィ・アイヴァーセン

BAT (ビヘイビア・アジャストメント・トレーニング) 考案者グリシャ・スチュワート。

『BAT 東京セミナー2015』

攻撃性、フラストレーション、恐怖を独特の方法で修正させていくトレー ニング理論

2016 年 エミリー・ラーレム 2 日間ワークショップ ワークショップ『上級トレーニングと犬との絆のための基礎要素』 2017年 アンジェラ・ストックディエル セミナー&ワークショップ 2日間 『犬のボディ・ランゲッジ』『Prey drive—犬の捕食行動』

2017年 11月4日、5日 クラウディア・フォガッツァ 『犬の社会的学習に基づく新しいトレーニング法 Do As I Do』 https://www.facebook.com/かわさき犬猫愛護ボランティア

2018年 4月7日、8日 バケツ・ゲーム シラグ・ペテル氏来日予定 犬に選択肢を与えるハズバンダリー

その他の活動

動物介在活動(Animal Assisted Activity) 市内小学校、幼稚園及び都内小学校 さらいる後 お誘い・・・・どなたでも参加できます・・・・・

かわさき高齢者とペットの問題研究会

目的・活動

一人暮らしの方や高齢者がペットを飼いきれなくなったり、適正な飼育ができないなどの例が増えています。「人の福祉」と「動物の福祉」をつなげて行政と市民の協働で何ができるか研究し実践につなげる活動をしています。

- *地域包括センターの会議などに呼んでいただいて 実態を説明しつつ関係づくり
- *認知症カフェに参加して問題の早期発見に努める
- *具体的な事例研究 *リーフレット普及 など

例会日時・場所

毎月第2木曜日 14時-16時

川崎市民活動センターフリースペース(武蔵小杉徒歩1分中原市民館1F)

参加者

犬猫ボランティア有志・市民後見人・行政書士・介護士・整体師 行政の方・たまに議員さんなど

連絡先 川崎区渡辺・宮前区中島・多摩区岩楯(名簿をご覧ください)

わんわんレポート



平成29年10·11月号 No.376

川崎市



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センター 川崎市高津区蟹ヶ谷 119 電話 044-766-2237



川崎市動物愛護センターの Facebook開設1周年



動物愛護センターの公式 Facebook (ページ名 「川崎市動物 愛護センター」) を開設して 1 年がたちました。

現在、約550人の方にフォローしていただいています。 ありがとうございます。

今後も、動物愛護センターがより多くの方々とつながる場として、また、イベントや譲渡動物などの情報発信の場として活用していきますのでよろしくお願いします。

運営にあたり、原則、フォローや返信は行いませんが、「いいね」やシェアは大歓迎です!!

ホームページ URL

https://www.facebook.com/川崎市動物愛護センター-1735717170027363/







(譲渡会のお知らせ)

川崎市動物愛護センターさんが写真2件を追加しました。 7月4日・3

【長尾小学校で動物愛護教室を実施しました!】 川崎市動物愛護センターでは、獣医師である職員が小学校に出張して行う 「いのちをまなぶ援業】を実施しています。 6月22日は長尾小学校の2年生に動物愛護教室を実施しました。元気いっ

6月22日は長尾小学校の2年生に影物受護教室を実施しました。元気いっぱいの2年生の皆さんでしたが、授業中は2枚の写真を真剣に見比べながら、動物にも気持ちがあることを学ぶことができました。他者を思いやる気持ちを育む授業として、今後も取り組んでまいります。



(愛護教室の報告)



(寄附品の紹介)

臨時譲渡会開催!



10月29日(日)14~16時、動物愛護センターにて猫を対象とした譲渡会を行います。 新しい飼い主さんとの出会いを待っている



3~4ヵ月の子猫が たくさんいます! 皆様のご来場お待ち しております!

シニア期を迎えた愛犬・愛猫との暮らし方セミナー開催!

12月10日(日)13 時半~16 時 (開場13 時) に高津区役所で開催いたします。

全国で活躍している家庭犬インストラクター の矢崎潤先生を講師としてお招きいたします。



11月15日(水)から、生活 衛生課にて事前に申し込みを 受け付けます。先着80名。

オリジナルエコバッグのお土産付き。ぜひ、ご参加ください。

お問合せ先:生活衛生課(O44)200-2447

譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の 新しい飼い主になってくださる方を募集する ため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催し ています。

動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。 ぜひお誘いあわせの上、ご来場ください。

9 月に行われた子猫 のプチ譲渡会も大盛 況でした!皆様あり がとうございまし た。



今後の開催予定日

- H29年11月19日(日)14~16時
- H29年12月17日(日)14~16時
- H30年 1月21日(日)14~16時

※前回号掲載内容に関するお詫びと訂正 【譲渡会日程】

誤 10月16日 (日) \rightarrow 正 10月15日 (日) 誤 11月20日 (日) \rightarrow 正 11月19日 (日) ご迷惑おかけしましたことを深くお詫び申し上げます

動物愛護フェアかわさき 2017のご報告

9月24日(日)に中原区役所で行われました動物愛護フェアかわさき2017には3,700名の方々にご来場いただきました。

当日、動物愛護センターでは出張譲渡会を実施し、約650名の方々が会場に足を運んでくださいました。ありがとうございました。



また、動物愛護センターからは猫5頭の譲渡が 決まりましたので、併せて ご報告させていただきま

(写真:譲渡会の子猫)

動物慰霊祭のご報告

動物愛護センターにおいて殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において試験検査のために用いられた動物の慰霊を目的とし、9月21日(木)に平成29年度動物慰霊祭を執り行いました。

当日は59名の皆様に御参列いただきました。



(写真:

当日の祭壇)